

第1号議案

令和5年度事業計画(案)

【基本方針】

令和4年度も前年度同様新型コロナウイルス感染拡大に大きな影響を受け、日本身体障害者福祉大会がYouTubeを活用したオンライン配信による開催、中・四国身体障害者福祉大会が書面開催となったほか、香川県障害者スポーツ大会は中止となった。但し、一方で、感染拡大防止に細心の注意を払いながら香川県身体障害者福祉大会を開催、また、スポーツクラブの活動などが徐々に再開されるなど、これまでの日常を取り戻す兆しが見え始めた年でもあった。

本連合会は、設立以来、障害者の自立と社会参加の促進を目指して活動してきたところであり、今後も、様々な工夫と努力で、コロナ禍にあっても社会参加の歩みを止めることなく、行政とも連携しながら、各種の事業を継続していかなければならない。

現在、本連合会では、加盟団体の会員の減少と高齢化、また、近年の低金利などを原因とする収益の低迷により、活動の弱体化等が懸念されている。地域の障害者の生活を守るためには、連合会や加盟団体の活動を継続して行うことが重要であり、本連合会の安定した経営体制を構築するとともに、身体障害者団体の組織の立て直しに向けて努力していかなければならない。各加盟団体における新規会員の加入促進は、障害者個人のプライバシーに深く関わるものであることから困難な面はあるものの、会員間の連携のもとに地道に取り組む必要がある。また、今後を担うリーダーの養成も急務となっている。

このような状況を踏まえ、本連合会としては、厳しい財政状況への対応策を講じながら、加盟団体と力を合わせ、関係機関、団体等と連携しつつ、次のおり令和5年度の事業計画を定め効果的な事業の推進に努める。

【重点運動項目】

1. 県条例の効果的な運用とともに、市町条例が早期に制定されるよう関係団体と連携を図りながら、県・市町に働きかけて行く。
2. 会員の拡大と、組織の若返りに努める。
3. 社会参加の推進と雇用の促進を目指し、関係機関と連携を図る。
4. 障害者スポーツの振興を図る。
5. 地域における女性部の組織の強化と活性化に努める。

【事業実施計画】

I 身体障害者福祉の増進に関する事業

1. 日本身体障害者団体連合会等関係組織及び関係官公庁との連絡調整
 - (1) 日本身体障害者団体連合会行事への参加
 - (2) 中・四国ブロック連絡協議会の活動 等
2. 各種大会への参加
 - (1) 全国ブロック関係
 - ①第 68 回日本身体障害者福祉大会（わかやま大会）
（6月16日（金）～22日（木）録画配信により開催）
 - ②第 76 回全国視覚障害者福祉大会
（5月21日（日）～5月22日（月） 奈良県）
 - ③第 71 回全国ろうあ者大会（6月8日（木）～11日（日） 大分県）
 - ④第 23 回全国障害者スポーツ大会
（10月28日（土）～30日（月） 鹿児島県）
 - (2) 中・四国ブロック関係
 - ①第 24 回中・四国身体障害者相談員研修会（10月5日（木） 松山市）
 - ②中・四国身体障害者福祉大会 ※今年度はなし、R6 年度に香川県で開催
 - ③令和 5 年度中・四国ブロック連絡協議会（1月18日（木） 徳島市）
 - (3) 県関係
 - ① 第 24 回香川県障害者スポーツ大会
（9月9日（土） 県立丸亀競技場）
3. 役員会の開催
 - (1) 理事会（5月、9月、3月）
 - (2) 評議員会（6月、3月）
 - (3) 会長・副会長会（随時）
4. 関係諸団体の会議・大会等への参加
 - (1) 香川県社会福祉審議会
 - (2) 香川県障害者施策推進協議会
 - (3) 香川県人権同和政策協議会
 - (4) 香川県社会福祉大会
 - (5) 香川県障害者スポーツ協会
 - (6) 移動等円滑化評価会議四国分科会
 - (7) 加盟団体福祉大会等

II 県補助事業・基金事業等の実施

1. 障害者社会参加推進センター運営事業
障害者の地域における自立生活と社会参加を推進するため、三障害（身体、知的、精神）共通のセンターとして、その機能の強化、拡充を図る。

- (1) 社会参加推進協議会の開催
 - (2) 情報紙「ふれあい香川」の発行
 - (3) 各障害者団体間の連絡調整等
 - (4) 障害者等への相談業務
2. 身体障害者スポーツ振興事業
スポーツ基金事業の実施
 - (1) 身体障害者スポーツクラブの活動等に対する助成
 - (2) スポーツ指導者育成助成
 - (3) 地区スポーツ大会開催助成

Ⅲ 県委託事業の実施

1. 障害者社会参加啓発・普及事業

身体障害者問題に対する県民の理解を深めるため、各種方策による啓発普及を行うことにより、身体障害者の社会活動への参加と自立を促進する。

・第54回香川県身体障害者福祉大会開催（共同募金助成）（12月上旬）

2. 身体障害者相談員研修事業

身体障害者相談員としての心構えと役割についての認識を深め、相談に必要な知識、技術、資質の向上を図るための研修会を開催し、関係機関等との連携を深め、相談活動のためのネットワークの構築を図る。

- (1) 身体障害者相談員全体研修会

- (2) 身体障害者相談員ブロック別研修会

東讃・西讃ブロックで開催。（開催日時、内容等は未定。）

Ⅳ 自主事業の推進

1. 広報啓発事業（共同募金助成）

- (1) 機関紙「道しるべ」の発行

- (2) 「福祉便覧」の作成と配布

- (3) 日本身体障害者団体連合会機関紙「日身連」の配布

2. 身体障害者女性活動及び若者交流推進事業（共同募金助成）

- (1) 女性部リーダー研修会

支部をこえて女性会員の連携を深めるとともに、女性部活動の核となる人材を育成

- (2) 女性部地域交流会

各市・町の女性会員の交流を通して、ネットワークの構築に取り組み、女性部の組織強化を推進する。

- (3) 女性部機関紙「さくら通信」の発行

- (4) 若者交流会

若い身体障害者が積極的に参加できる交流会を開催し、日常的に情報交換や交流ができる環境をつくり新規会員を募る機会とするとともに、団体活動の活性化を図る。

3. 加盟団体の組織活動充実強化

- (1) 各行政機関との連絡調整を図り、会員の掌握に努めるとともに、新規手帳交付者に入会促進のためのチラシを配付する。
- (2) 団体組織のない市町行政に対し組織化の協力依頼と地域障害者への働きかけを行う。

4. 身体障害者の雇用促進

身体障害者の雇用拡大を図るため、行政機関や関係団体等との連携強化に努める。

V 福祉事業の実施

1. 「ジパング倶楽部」入会及び更新のあっせん

2. 収益事業の実施

- (1) 日身連収益事業（カタログ販売）の販売促進
- (2) 自動販売機による販売促進
- (3) 物販（そうめん等）収益事業の促進

3. 香川県身体障害者相談員協議会との連携

- (1) 香川県身体障害者相談員協議会理事会及び総会の開催
- (2) 第24回中・四国身体障害者相談員研修会への参加

令和5年度収支予算書(案)

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

公益財団法人 香川県身体障害者団体連合会

(単位:円)

科 目	公益事業合計	収益事業合計	法人会計	R5年度 当初予算合計(A)	R4年度 当初予算合計(B)	差引増減額(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	432,500	0	0	432,500	797,000	-364,500
基本財産受取利息	432,500	0	0	432,500	797,000	-364,500
特定資産運用益	0	0	2,000	2,000	2,000	0
財政調整基金受取利息	0	0	2,000	2,000	2,000	0
受取団体分損金	0	0	1,082,000	1,082,000	1,096,000	-14,000
受取団体分損金	0	0	1,082,000	1,082,000	1,096,000	-14,000
事業収益	342,000	940,000	0	1,282,000	1,322,000	-40,000
受取専任委託金	192,000	0	0	192,000	212,000	-20,000
参加費収益	150,000	0	0	150,000	150,000	0
シバング倶楽部幹旋手数料収益	0	30,000	0	30,000	30,000	0
カタログ販売手数料収益	0	400,000	0	400,000	400,000	0
ソーメン等販売手数料収益	0	10,000	0	10,000	10,000	0
自動販売機手数料収益	0	500,000	0	500,000	520,000	-20,000
受取補助金等	8,619,000	0	0	8,619,000	8,707,000	-88,000
受取県補助金	8,619,000	0	0	8,619,000	8,707,000	-88,000
受取寄付金	1,100,000	0	0	1,100,000	1,100,000	0
受取寄付金	100,000	0	0	100,000	100,000	0
共同基金配分金収益	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000	0
雑収益	50,000	265,000	1,000	316,000	316,000	0
受取利息	0	0	1,000	1,000	1,000	0
経常収益計	10,543,500	1,205,000	1,085,000	12,833,500	13,340,000	-506,500
(2) 経常費用	0	0	0	0	0	0
事業費	10,756,000	1,205,000	0	11,961,000	12,499,660	-532,660
給料手当	7,498,300	312,600	0	7,810,900	7,895,500	-184,600
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	1,214,000	50,000	0	1,264,000	1,288,000	-24,000
旅費交通費	44,000	0	0	44,000	202,000	-158,000
通信運搬費	272,700	40,000	0	312,700	375,000	-62,300
消耗品費	318,000	38,700	0	356,700	476,000	-119,300
印刷製本費	456,000	0	0	456,000	583,000	-127,000
光熱水料費	0	260,000	0	260,000	242,000	18,000
賃借料	436,000	378,700	0	814,700	464,160	350,540
保険料	13,000	0	0	13,000	13,000	0
諸謝金	40,000	0	0	40,000	10,000	30,000
支払助成金	340,000	0	0	340,000	589,000	-249,000
支払寄付金	0	110,000	0	110,000	121,000	-11,000
委託費	110,000	0	0	110,000	110,000	0
支払手数料	14,000	15,000	0	29,000	25,000	4,000
雑費	0	0	0	0	0	0
管理費	0	0	3,375,000	3,375,000	3,344,000	31,000
給料手当	0	0	1,570,000	1,570,000	1,418,000	152,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	282,000	282,000	248,000	34,000
会議費	0	0	300,000	300,000	340,000	-40,000
旅費交通費	0	0	250,000	250,000	300,000	-50,000
通信運搬費	0	0	40,000	40,000	50,000	-10,000
減価償却費	0	0	0	0	41,000	-41,000
消耗品費	0	0	30,000	30,000	70,000	-40,000
修繕費	0	0	0	0	100,000	-100,000
印刷製本費	0	0	10,000	10,000	50,000	-40,000
光熱水料費	0	0	178,000	178,000	178,000	0
賃借料	0	0	450,000	450,000	284,000	166,000
保険料	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	0
支払負担金	0	0	250,000	250,000	250,000	0
委託費	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	5,000	5,000	5,000	0
雑費	0	0	10,000	10,000	10,000	0
経常費用計	10,756,000	1,205,000	3,375,000	15,336,000	15,837,660	-501,660
評価損益等調整前当期経常増減額	-212,500	0	-2,290,000	-2,502,500	-2,497,660	-4,840
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-212,500	0	-2,290,000	-2,502,500	-2,497,660	-4,840
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額				-2,502,500	-2,497,660	-4,840
法人税等				80,000	80,000	0
当期一般正味財産増減額				-2,582,500	-2,577,660	-4,840
一般正味財産期首残高				70,412,662	72,513,634	-2,100,972
一般正味財産期末残高				67,830,162	69,935,974	-2,105,812
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額				0	0	0
指定正味財産期首残高				16,500,000	12,700,000	3,800,000
指定正味財産期末残高				16,500,000	12,700,000	3,800,000
III 正味財産期末残高				84,330,162	82,635,974	1,694,188

令和5年度収支予算(案) 内訳表

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

公益財団法人香川県身体障害者団体連合会

科 目	公益目的事業会計								
	公1	公2				スポーツ振興事業	NPO(県補助)	NPO(基金補)	NPO(大会)
		社会参加事業	社会参加(人件)	社会参加(租税)	社会参加(運営)				
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部			ふれあい						
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	350,000	0	350,000	0
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	350,000	0	350,000	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政調整基金受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取団体分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取団体分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取県委託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参加費収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シバング倶楽部輪選手数料収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カタログ販売手数料収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ソーメン等販売手数料収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動販売機手数料収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	4,450,000	4,312,000	45,000	62,000	31,000	4,169,000	4,169,000	0	0
受取県補助金	4,450,000	4,312,000	45,000	62,000	31,000	4,169,000	4,169,000	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同募金配分金収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	50,000	0	0	50,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息	0	0	0	0	0	50,000	0	0	50,000
経常収益計	4,450,000	4,312,000	45,000	62,000	31,000	4,569,000	4,169,000	350,000	50,000
(2) 経常費用									
事業費	4,525,000	4,312,000	120,000	62,000	31,000	4,569,000	4,169,000	350,000	50,000
給料手当	3,712,000	3,712,000	0	0	0	3,630,000	3,580,000	0	50,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	600,000	600,000	0	0	0	589,000	589,000	0	0
旅費交通費	18,000	0	0	18,000	0	0	0	0	0
通信運搬費	30,000	0	20,000	10,000	0	0	0	0	0
消耗品費	6,000	0	0	6,000	0	0	0	0	0
印刷製本費	111,000	0	100,000	11,000	0	0	0	0	0
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	48,000	0	0	17,000	31,000	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払助成金	0	0	0	0	0	340,000	0	340,000	0
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	0	0	10,000	0	10,000	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当									
臨時雇賃金									
福利厚生費									
会議費									
旅費交通費									
通信運搬費									
減価償却費									
消耗品費									
修繕費									
印刷製本費									
光熱水料費									
賃借料									
保険料									
租税公課									
支払負担金									
委託費									
支払手数料									
雑費									
経常費用計	4,525,000	4,312,000	120,000	62,000	31,000	4,569,000	4,169,000	350,000	50,000
評価損益等調整前当期経常増減額	-75,000	0	-75,000	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-75,000	0	-75,000	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計									
(2) 経常外費用									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額									
税引前当期一般正味財産増減額									
法人税等									
当期一般正味財産増減額									
一般正味財産期首残高									
一般正味財産期末残高									
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額									
指定正味財産期首残高									
指定正味財産期末残高									
III 正味財産期末残高									

科 目	公益目的事業会計										
	公3 生活環境情報提供事業	概算				公4				公益事業合計	
		生活環境事業	福祉大会普及財	福祉大会(密着)	福祉大会(大空)	相談研修	子育て支援事業	普及啓発事業	広報啓発		女性活動推進
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	82,500	82,500	0	432,500
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	82,500	82,500	0	432,500
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財政調整基金受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取団体分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取団体分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	342,000	0	298,000	148,000	150,000	44,000	0	0	0	0	342,000
受取県委託金	192,000		148,000	148,000	0	44,000	0	0	0	0	192,000
参加費収益	150,000		150,000	0	150,000	0	0	0	0	0	150,000
ジパング倶楽部輪選手数料収益	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
カタログ販売手数料収益	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ソーマン等販売手数料収益	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動販売機手数料収益	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	0		0	0	0	0	0	0	0	0	6,619,000
受取県補助金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	6,619,000
受取寄付金	500,000		500,000	0	500,000	0	0	600,000	400,000	200,000	1,100,000
受取寄付金	100,000		100,000	0	100,000	0	0	0	0	0	100,000
共同募金配分金収益	400,000		400,000	0	400,000	0	0	600,000	400,000	200,000	1,000,000
雑収益	0		0	0	0	0	0	0	0	0	50,000
受取利息	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0		0	0	0	0	0	0	0	0	50,000
経常収益計	842,000	0	798,000	148,000	650,000	44,000	0	682,500	482,500	200,000	10,543,500
(2) 経常費用											0
事業費	842,000	0	798,000	148,000	650,000	44,000	0	820,000	553,000	267,000	10,756,000
給料手当	156,300		156,300	0	156,300	0	0	0	0	0	7,498,300
臨時雇賃金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	25,000		25,000	0	25,000	0	0	0	0	0	1,214,000
旅費交通費	21,000		15,000	1,000	14,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	44,000
通信運搬費	39,700		29,700	16,000	13,700	10,000	203,000	200,000	3,000	3,000	272,700
消耗品費	210,000		200,000	80,000	120,000	10,000	102,000	52,000	50,000	50,000	318,000
印刷製本費	40,000		30,000	0	30,000	10,000	305,000	300,000	5,000	5,000	456,000
光熱水料費	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	188,000		180,000	10,000	170,000	8,000	200,000	0	200,000	200,000	436,000
保険料	10,000		10,000	10,000	0	0	3,000	0	3,000	3,000	13,000
諸謝金	40,000		40,000	0	40,000	0	0	0	0	0	40,000
支払助成金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	340,000
支払寄付金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費	110,000		110,000	30,000	80,000	0	0	0	0	0	110,000
支払手数料	2,000		2,000	1,000	1,000	0	2,000	1,000	1,000	1,000	14,000
雑費	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当											
臨時雇賃金											
福利厚生費											
会議費											
旅費交通費											
通信運搬費											
減価償却費											
消耗品費											
修繕費											
印刷製本費											
光熱水料費											
賃借料											
保険料											
租税公課											
支払負担金											
委託費											
支払手数料											
雑費											
経常費用計	842,000	0	798,000	148,000	650,000	44,000	0	820,000	553,000	267,000	10,756,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	-137,500	-70,500	-67,000	-212,500
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	-137,500	-70,500	-67,000	-212,500
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											
経常外収益計											0
(2) 経常外費用											
経常外費用計											0
当期経常外増減額											0
他会計振替額											0
税引前当期一般正味財産増減額											
法人税等											
当期一般正味財産増減額											
一般正味財産期首残高											
一般正味財産期末残高											
II 指定正味財産増減の部											
当期指定正味財産増減額											
指定正味財産期首残高											
指定正味財産期末残高											
III 正味財産期末残高											

(単位:円)

科 目	収益事業会計			法人会計	R5年度当初 予算合計(A)	R4年度当初 予算合計(B)	差引増減額 (A)-(B)
	収1 ソング・録音 等事業	収2 自販機設置 事業	収益事業合計				
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	0	0	432,500	797,000	-364,500
基本財産受取利息	0	0	0	0	432,500	797,000	-364,500
特定資産運用益	0	0	0	2,000	2,000	2,000	0
財政調整基金受取利息	0	0	0	2,000	2,000	2,000	0
受取団体分損金	0	0	0	1,082,000	1,082,000	1,096,000	-14,000
受取団体分損金	0	0	0	1,082,000	1,082,000	1,096,000	-14,000
事業収益	440,000	500,000	940,000	0	1,282,000	1,322,000	-40,000
受取委託金	0	0	0	0	192,000	212,000	-20,000
参加費収益	0	0	0	0	150,000	150,000	0
ジバンダ倶楽部幹事手数料収益	30,000	0	30,000	0	30,000	30,000	0
カタログ販売手数料収益	400,000	0	400,000	0	400,000	400,000	0
ソーマン等販売手数料収益	10,000	0	10,000	0	10,000	10,000	0
自動販売機手数料収益	0	500,000	500,000	0	500,000	520,000	-20,000
受取補助金等	0	0	0	0	8,619,000	8,707,000	-88,000
受取県補助金	0	0	0	0	8,619,000	8,707,000	-88,000
受取寄付金	0	0	0	0	1,100,000	1,100,000	0
受取寄付金	0	0	0	0	100,000	100,000	0
共同募金配分金収益	0	0	0	0	1,000,000	1,000,000	0
雑収益	0	265,000	265,000	1,000	316,000	316,000	0
受取利息	0	0	0	1,000	1,000	1,000	0
雑収益	0	265,000	265,000	0	315,000	315,000	0
経常収益計	440,000	765,000	1,205,000	1,085,000	12,833,500	13,340,000	-506,500
(2) 経常費用					0	0	0
事業費	440,000	765,000	1,205,000		11,961,000	12,493,660	-532,660
給料手当	156,300	156,300	312,600		7,810,900	7,995,500	-184,600
臨時雇賃金	0	0	0		0	0	0
福利厚生費	25,000	25,000	50,000		1,264,000	1,288,000	-24,000
旅費交通費	0	0	0		44,000	202,000	-158,000
通信運搬費	20,000	20,000	40,000		312,700	375,000	-62,300
消耗品費	18,700	20,000	38,700		356,700	476,000	-119,300
印刷製本費	0	0	0		456,000	583,000	-127,000
光熱水料費	60,000	200,000	260,000		260,000	242,000	18,000
賃借料	90,000	288,700	378,700		814,700	484,160	350,540
保険料	0	0	0		13,000	13,000	0
諸謝金	0	0	0		40,000	10,000	30,000
支払助成金	0	0	0		340,000	589,000	-249,000
支払寄付金	65,000	45,000	110,000		110,000	121,000	-11,000
委託費	0	0	0		110,000	110,000	0
支払手数料	5,000	10,000	15,000		29,000	25,000	4,000
雑費	0	0	0		0	0	0
管理費				3,375,000	3,375,000	3,344,000	31,000
給料手当				1,570,000	1,570,000	1,418,000	152,000
臨時雇賃金				0	0	0	0
福利厚生費				282,000	282,000	248,000	34,000
会議費				300,000	300,000	340,000	-40,000
旅費交通費				250,000	250,000	300,000	-50,000
通信運搬費				40,000	40,000	50,000	-10,000
減価償却費					0	41,000	-41,000
消耗品費				30,000	30,000	70,000	-40,000
修繕費				0	0	100,000	-100,000
印刷製本費				10,000	10,000	50,000	-40,000
光熱水料費				178,000	178,000	178,000	0
賃借料				450,000	450,000	284,000	166,000
保険料				0	0	0	0
租税公課				0	0	0	0
支払負担金				250,000	250,000	250,000	0
委託費				0	0	0	0
支払手数料				5,000	5,000	5,000	0
雑費				10,000	10,000	10,000	0
経常費用計	440,000	765,000	1,205,000	3,375,000	15,336,000	15,837,660	-501,660
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	-2,290,000	-2,502,500	-2,497,660	-4,840
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0	-2,290,000	-2,502,500	-2,497,660	-4,840
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計							
(2) 経常外費用							
経常外費用計							
当期経常外増減額							
他会計振替額							
税引前当期一般正味財産増減額					-2,502,500	-2,497,660	-4,840
法人税等					80,000	80,000	0
当期一般正味財産増減額					-2,582,500	-2,577,660	-4,840
一般正味財産期首残高					70,412,662	72,513,634	-2,100,972
一般正味財産期末残高					67,830,162	69,935,974	-2,105,812
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額					0	0	0
指定正味財産期首残高					16,500,000	12,700,000	3,800,000
指定正味財産期末残高					16,500,000	12,700,000	3,800,000
III 正味財産期末残高					84,330,162	82,635,974	1,694,188

令和5年度香川県身体障害者団体連合会加盟団体分担金内訳

団体名	手帳交付者数:A	交付数割:B	均等割:C			分担金納入額 B+C
	18歳以上 (R4. 3末現在)	A×30円(1000円 未満切り捨て)B	理事	評議員	理事数×20,000円 評議員数×10,000 円	
	人	円	人	人	円	円
丸亀市	4,270	128,000	1	3	50,000	178,000
坂出市	2,141	64,000	1	2	40,000	104,000
観音寺市	2,571	77,000	1	2	40,000	117,000
さぬき市	2,250	67,000	1	2	40,000	107,000
東かがわ市	1,467	44,000	1	1	30,000	74,000
三豊市	2,740	82,000	1	3	50,000	132,000
土庄町	784	23,000		1	10,000	33,000
小豆島町	744	22,000	1		20,000	42,000
三木町	1,202	36,000	1	1	30,000	66,000
直島町	117	3,000				3,000
宇多津町	530	15,000		1	10,000	25,000
綾川町	1,139	34,000	1		20,000	54,000
多度津町	908	27,000	1	1	30,000	57,000
小 計	20,863	622,000	10	17	370,000	992,000
香川県視覚障害者福祉協会			1	1	30,000	30,000
香川県聴覚障害者協会			1	1	30,000	30,000
香川県腎臓病協議会				1	10,000	10,000
香川県中途失聴・難聴者協会				1	10,000	10,000
香川喉友会				1	10,000	10,000
合 計	20,863	622,000	12	22	460,000	1,082,000

資金運用計画（実績）（令和5年度）

基本財産等の内訳

R5.4.1 現在（単位:円）

基本財産			
① 指定正味財産	16,500,000 (12,700,000)	みずほ証券高松支店 国債(20年179回)	<u>16,500,000円</u> （増加3,800千円） (R4.12.20受渡、償還、購入単価92.312円(7.688) 利率0.5%) 前受利益1,268,520円(7.688×165000)（年82,500円）
② 一般正味財産 (スポーツ基金)	50,000,000	香川銀行県庁支店 国債(20年174回)	10,000,000円 (R3.5.24受渡、R22.9.20償還、購入単価99.95円、 利率0.4%)（年40,000円）
		みずほ証券高松支店 国債(20年143回)	10,000,000円 (H25.3.21受渡、R15.3.20償還、購入単価100.00円、 利率1.6%)（年160,000円）
		みずほ証券高松支店 国債(20年179回)	<u>30,000,000円</u> (R4.12.20受渡 購入単価92.312円 利率0.5%) 前受利益2,306,400円(7.688×300000)（年150,000円）
財政調整基金	17,200,000	香川銀行県庁支店 定期預金	17,200,000万円 (R5.2.15付けで当初の定期預入分1,940万円を解約のうえ 220万円を普通預金に振替し、同日再定期 利率0.02%)
合計	83,700,000		

令和4年12月に満期国債4270万円を売却し、新規購入=46500口×92.312=42,925,080

=4270万円+経過利子636円+充当225,716円)

※国債年間利子合計(432,500円)

第3号議案

理事の補欠選任について

〔提案理由〕

理事の辞任に伴い、定款第25条第1項の規定に基づく選任をしようとするものである。

理事選任候補者

新理事	推薦地区・団体	参考（前任）	備考
濱崎 正人	事務局	増本 一浩	前任者辞任

任期は、定款第28条第3項の規定により、前任者の任期満了時までとする。

（令和5年4月1日から令和6年度定時評議員会終了時まで）

報告事項 1

特定資産の取崩しについて

- (1) 取崩しの承認 令和4年度第3回理事会
(令和4年9月16日)
取崩し限度額 2,700,000円
- (2) 取崩し金額 2,200,000円
- (3) 取崩し年月日 令和5年2月15日(水)
- (4) 充当経費 令和4年度歳出
- (5) 特定資産の残額 17,200,000円(定期預金)

報告事項 2

香川県身体障害者団体連合会要望（R4. 10. 13）

要望内容（要望書原文）	回答
<p>1 外郭団体に対する支援について</p> <p>香川県身体障害者団体連合会は、身体障害者の自立更生等を援助し、社会福祉の増進を図ることを目的に設立された団体であり、この目的を達成するため各種事業等を展開してきました。</p> <p>しかしながら、近年の低金利施策の影響による基金の利子の大幅な減、加盟団体や身障手帳所持者の減少による加盟団体からの分担金の減、県の補助金や委託金の減等により、収入が大きく落ち込んでいます。</p> <p>このため、平成29年度に基本財産9,270万円のうち3,000万円を特定資産に移し、毎年度これを取り崩して運用資金に充当せざるを得なくなっています。</p> <p>取崩額を圧縮するために事務室のスペースを半分に減らして賃借料を節減するなど様々な対策を講じているものの、毎年度の取崩額は200万円～300万円に及んでおり、このままではあと数年で資金が底をつくことが見込まれ、団体の存続自体が危ぶまれる状況となっています。</p> <p>本連合会の存続のためには、他の福祉関係団体等に事務局業務をお願いするなどの方策を取らざるを得ないものと考えており、県におかれては、本連合会と他の福祉関係団体等との間を仲介いただくなどのご支援をお願いします。</p>	<p>貴連合会は、身体障害者福祉の増進のため、長年にわたり活動してこられた公益財団法人であり、身体障害者の自立と社会参加の推進に寄与し、身体障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与する活動をしてこられており、その活動を継続いただくことは本県の障害福祉のために必要なことであると考えております。</p> <p>また、貴連合会の財政状況が極めて厳しい状況にあることも承知しておりますことから、貴団体が障害者の自立と社会参加の推進、スポーツの振興等の事業に引き続き積極的に取り組んでいくため、事業を継続していく上で必要な額の予算確保について努力してまいります。</p> <p>なお、貴団体のありかたについて検討すべき時期であることから、県としても、ともに検討してまいります。</p>

要望内容（要望書原文）	回答
<p>2 事業実施に必要な委託料の確保及び人的支援について</p> <p>本連合会では、かねてから、身体障害者相談員の研修や障害者への情報提供などの事業を、県から受託して実施しています。</p> <p>これらの事業に支払われる県の委託料は、平成28年度は41万4千円でしたが、毎年10～15%ずつ減額され、令和4年度には21万2千円と、過去6年間で半減しています。</p> <p>事業の実施方法を工夫するなど経費の縮減に努めていますが、同じ委託内容であるにもかかわらず委託料が半分近くにまで減額されると、委託料だけでは経費が不足し本連合会からの持出しとならざるを得ません。</p> <p>極めて厳しい財政状況の中で経費を持ち出すことは困難であるため、障害者の社会参加にかかる事業の見直しや組換えを行い、新たな事業を立ち上げるなどして、事業の実施に必要な委託料を確保してくださるようお願いいたします。</p> <p>なお、行事等において県職員による人的支援をいただいております。人的支援については、今後ともよろしくお願ひします。</p>	<p>貴連合会に委託している身体障害者相談員の研修や障害者への情報提供などの事業にかかる委託料については、本県の財政状況が厳しいことから、これまでやむを得ず減額をお願いしてきたところですが、来年度については、貴連合会と協議して必要額を確保したいと考えております。</p> <p>また、行事等における職員の人的支援については、今後も継続してまいります。</p>

要望内容（要望書原文）

回答

3 各市町身体障害者団体に対する支援について

本連合会を構成する各市町の身体障害者団体では、個人情報保護法の影響で新規会員の確保が難しいこと、また組織の会員の高齢化等により、会員数が減少してきています。特に、後継者が十分に育っておらず、これは将来、指導者不足に繋がることとなります。更に財政面でも弱体化しており各団体の存続が危ぶまれるところです。各団体においても努力は行ってはいるものの限界があるのが現状です。

こういった点を踏まえ、各団体の組織強化等のための新たな支援（財政的援助、新規会員の獲得のための広報啓発、後継者育成、指導者育成等）について市町への働きかけを引き続きお願いします。

各市町の身体障害者団体については、身体障害者の社会参加を促進するために、それぞれの地域において、重要な役割を果たしているものと考えております。

こうしたことから、県としては、身体障害者団体の組織強化等を図るため、市町担当者会等の場を通じて、各市町に対し、各団体とその現状について意見交換を行い、必要な支援について検討を行うよう、働きかけを行ってまいります。

要望内容（要望書原文）	回答
<p>4 障害者用駐車場の適正使用について</p> <p>官公庁や大型商業施設には障害者等用駐車場が設置されていますが、明らかに障害者等でない者が駐車しているケースが未だに見受けられ、車椅子使用者などが一般駐車場の利用を余儀なくされる場合があります。</p> <p>県におかれても適正使用のために様々な対策を講じておられるようですが、県民の十分な理解が得られているとは言えない状況です。障害者等用駐車場が本来の目的に沿って適正に利用されるよう、引き続き適正な管理運営に努めていただくとともに、不適切な利用を許さないという意識を醸成するため、県民に対するさらなる啓発をお願いします。</p> <p>また、障害者等用駐車場の中には、縦のスペースが短いため車椅子が自動車の後部から乗降しにくい所があります。車椅子が自動車の後部から乗降しやすいように縦のスペースを十分とるよう、駐車場設置者への働きかけをお願いします。</p>	<p>かがわ思いやり駐車場制度は、障害のある方をはじめ、介護が必要な高齢者や妊産婦など移動に配慮が必要な方のために、駐車場管理者等の御協力を得て、登録・運営しているものです。</p> <p>県では、この制度の周知・啓発を図るため、県広報誌等による周知のほか、様々なイベント等の機会を捉え、相談ブースを設けてパンフレットやノベルティグッズを配布するほか、子どもを対象とした認知度アンケート調査を実施するなど長期的な目線での活動を行っています。</p> <p>平成30年度から、免許更新時に配布する「香川の運転者必携」の中に、思いやり駐車場の適正利用に関するページを設けるなど、制度の適正利用の促進に重点的に取り組んでおります。</p> <p>また、障害者等用駐車場の設置等について事前相談があった場合には、車椅子の乗り降りのためのスペースを確保するなど、障害者等が利用しやすい駐車スペースとなるよう、助言等に努めてまいります。</p>

要望内容（要望書原文）

回答

5 障害者雇用について

雇用・就業は、障害者にとって自立・社会参加のための重要な柱です。障害者が一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を保障するものとして障害者雇用率制度がありますが、これは、遵守すべき最低限度の基準です。

県におかれては、障害者が能力を最大限に発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指すというこの制度の目的を果たすため、障害者雇用率制度を遵守するだけでなく、より積極的に障害者を雇用して下さるようお願いいたします。

県では、身体・知的・精神障害者を対象とした正規職員及び非常勤職員採用試験を実施するなど、障害者雇用に積極的に取り組んでおり、令和4年6月1日現在の障害者雇用率は2.71%で、法定雇用率（2.6%）を上回っています。

また、令和元年11月には障害者雇用促進法に基づく障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員を選任し、障害者である職員の活躍推進に向けた体制整備を行うとともに、令和2年3月に「香川県知事部局障害者活躍推進計画」（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）を策定し、採用及び職場定着に関する目標を掲げ、継続的な取り組みを進めています。

令和4年4月には、当該計画の前年度の実施状況を公表しており、障害者の採用及び職場定着に関する目標を達成するとともに、活躍推進に向けた体制整備等の取組内容においても計画通り適切に対応しているところです。

県は、障害者雇用施策全体の推進を図る責務があるだけでなく、自ら率先垂範して障害者雇用を進めていく責務があることから、障害者雇用促進法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害のある人がその能力を発揮して、生き生きと活躍できる職場環境を整備し、職場定着を進めていけるよう引き続き取り組んでまいります。

要望内容（要望書原文）	回答
<p>6 災害時の要援護者対策について</p> <p>近年、豪雨による災害が相次いでおり、今年も各地で大きな災害が発生しました。また、近い将来、南海トラフを震源域とする大きな地震も想定されています。</p> <p>このため、市町における障害者等の避難行動要支援者の個別避難計画策定の指導の徹底を含め、障害者など自ら避難することが困難な者の被害を最小限に抑えるため、災害時における障害者等の避難行動要援護者対策の早急な対応をお願いします。</p> <p>また、災害弱者といわれる透析患者は、1週間透析を行わないと生命の危険に陥ります。平成19年8月23日付けで厚生労働省から出された「災害時の人工透析提供体制の確保について」に則り、市町・関係機関と連携し、水、電力を確保するなど災害時にも人工透析が行える体制を整えてくださるようお願いします。</p>	<p>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成が重要であるところ、災害対策基本法が改正され、令和3年度から個別避難計画の作成が、市町の努力義務となったことなどを踏まえ、県としては、市町防災・減災対策連絡協議会や健康危機管理連絡会などの場において、個別避難計画を作成する上での問題点等について意見交換を行い、先進的な取組み事例の紹介などを通じて、市町の一層の取組みを働きかけていきたいと考えております。</p> <p>また、大規模災害発災時には、県では、香川県透析医会と連携し、県内の人工透析医療機関の被災状況や透析対応の可否、受入状況を確認し、県のホームページや報道機関を通じて、県民の皆様へ情報を提供するほか、万一、最寄りの透析医療機関が被災し、透析ができない場合には、各透析医療機関の受入状況を基に、受入先の選定を行うこととしています。</p> <p>更に、透析医療機関への医療用水の優先的な確保については、必要に応じて、香川県広域水道企業団に対して、水の確保を要請することとしており、電力の確保についても、各透析医療機関の受入状況を基に、透析医療機関への優先的な確保について電力会社と連携するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の人工透析供給体制の確保に取り組めます。</p>

要望内容（要望書原文）	回答
<p>7 身体障害者スポーツへの助成について</p> <p>身体障害者のスポーツクラブに対しては、本連合会が県から出資を受けたスポーツ基金の運用益で助成を行っていますが、近年の低金利の影響により基金の運用益が減少していることから、十分な助成が行えない状況にあります。助成を受けられないスポーツクラブでは、会員が大きな個人負担を強いられています。身体障害者にとって、毎日の生活の中でスポーツに親しむことは、生活に潤いを与え、地域の人々との交流を図るという意味でも重要なことです。スポーツクラブ会員の負担軽減のため、県からの一層の助成をお願いします。</p> <p>また、全国障害者スポーツ大会への参加に要する費用は県が負担していますが、オープン競技への参加費用は、参加者が個人で負担しています。オープン競技への参加費用に対して助成して下さるようお願いします。</p>	<p>身体障害者団体連合会が行うスポーツクラブ会員の負担軽減のための助成については、県の厳しい財政状況から、現時点でこれ以上の助成を行うことは困難であることから、スポーツ基金の運用益が減少している中ではありますが、身体障害者団体連合会の会員の皆様の活動に有効に活用いただきたいと思います。</p> <p>なお、県では、平成26年に香川県障害者スポーツ協会を設立し、競技団体を通じた障害者スポーツ普及・啓発に取り組んでおり、身体障害者のスポーツクラブにおいても、各競技団体と一層の連携を図り、スポーツに親しむ環境の整備にご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、全国障害者スポーツ大会については、全国障害者スポーツ大会開催基準要項に定められた実施競技への派遣及び費用負担は、県が行うこととされている一方、オープン競技は、その派遣及び費用負担についての定めはありません。</p> <p>オープン競技に参加し、県外の障害者と交流を図ることや県内にその競技を普及させていくことは意義があると考えますが、現在の厳しい財政状況の中、参加費用等を県が助成することは困難と考えております。</p>

要望内容（要望書原文）	回答
<p>8 障害者の移動に対する助成について</p> <p>障害者の中には、運転免許を持っていない等の理由で移動のために公共交通機関やタクシーを利用せざるを得ない者も多くいます。障害者の社会参加を進める上で、移動手段の確保やそれに伴う経済的負担の軽減は不可欠であるため、次の点について市町や関係事業者への働きかけをお願いします。</p> <p>① 通院や買物など日常生活で利用することの多いバスについて、段差を低くしたり、手すりを両側につけるなど、バリアフリー化を一層進めるよう働きかけをお願いします。</p> <p>② 視覚障害者をはじめとして公共交通機関の利用が難しい障害者はタクシーを利用することが多く、タクシーの運賃割引やタクシー利用券の支給といった支援が行われているが、通院等で外出が頻回となると、自家用車で移動する場合も含め、経済的な負担が大きいため、支援の拡充をお願いします。</p>	<p>① バス事業者については、車両の更新計画に則って、ノンステップバス等のバリアフリー車両を順次導入しており、その比率は年々高まっていると伺っております。また、県でも複数の市町に跨る幹線バス路線について、車両の購入を支援しているところです。今後もバリアフリー車両の導入について、各事業者に働きかけを行ってまいります。</p> <p>② 香川県タクシー協同組合に所属するタクシー事業者の全てが、障害者割引として運賃の1割を割引していると伺っております。同組合に御要望の趣旨をお伝えするとともに、割引制度の周知をお願いしてまいります。</p> <p>タクシー助成券の交付事業は、各市町の事業として行われており、要件や対象者、配布内容等は、各市町によって異なっております。ご要望の趣旨については各市町に対し、お伝えしてまいります。</p> <p>なお、障害者手帳をお持ちの方で障害福祉サービスの利用対象者であれば、通院等の外出の際には、同行援護や通院等介助、移動支援等のサービスが利用可能な場合がありますので、お住まいの市町にご相談ください。</p>

要望内容（要望書原文）	回答
<p>9 新型コロナウイルス感染拡大に伴う透析患者への配慮について</p> <p>透析患者は、新型コロナウイルスに感染した場合、重篤化しやすいといわれています。腎臓疾患等の基礎疾患がある患者については、これまでも各種の配慮をいただいているところですが、コロナ禍の収束が見えない中、香川県透析学会と連携し、次のような対策をさらに徹底していただくようお願いします。</p> <p>① 透析患者には、感染が判明した場合、自宅待機させることなく、すぐに指定病院に入院させるようにしてください。</p> <p>② 関係業者と連携して、透析病院へのマスク、消毒液、防護服などの供給が途絶えることのないようにしてください。</p> <p>③ コロナウイルスへの感染を恐れて病院に通院する患者が減少しているため、透析病院においても経営に影響が出かねない状況です。病院の経営悪化により透析の実施に支障が出ることのないよう格別のご配慮をお願いします。</p> <p>④ 安心して生活できるよう、ワクチンを多くの方に迅速に接種する体制を整えてください。</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合には、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院調整を行っています。特に腎臓疾患等の基礎疾患があり、重症化のおそれが高い方については、入院での療養を基本としています。今後も、腎臓疾患等の基礎疾患のある方については、速やかに検査・入院の調整が行えるよう取り組んでまいります。</p> <p>② 透析医療機関を含む発熱患者などの診療や検査を受け入れる診療検査医療機関に対し、マスクや防護服等の購入費用に全額を充当可能な補助金を交付するなどしています。また、医療機関において、医療用物資が不足する緊急時には、厚生労働省の「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を活用するなど医療機関からの要請により、県備蓄から医療用物資を送付する対応をしています。</p> <p>③ 前記のとおり、医療用物資が不足する緊急時には県備蓄から配付を行っているほか、地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関に対して、福祉医療機構による優遇融資の拡充について周知しており、今後も、必要な支援を検討してまいります。</p> <p>④ ワクチンの接種体制については、各市町において、地元医師会等と連携し、接種業務を担う医療従事者や接種会場となる医療機関等を確保するなど、迅速な接種が行えるよう、必要な体制を整備しています。</p>

要望内容（要望書原文）	回答
<p>⑩ 医療費助成制度の拡充について</p> <p>障害者の暮らしは、障害からくる不自由さのみならず経済的にも年々厳しさをましています。新型コロナウイルス感染症の例のみならず障害者は重症化のリスクが高いことも多く、不調を感じた際に少しでも早く必要な医療にかかることが特に重要となります。</p> <p>そのような中、公的な医療費助成制度の存在は障害者が安心して社会生活を送る上での大きな支えとなっています。しかしながら、なお制度の改善を求める声もあるため、以下の2点について制度の拡充をお願いします。</p> <p>① 現行の「重度心身障害者等医療費支給制度」の対象年齢は身体障害者手帳の交付が65歳未満の場合のみとされていますが、年齢により生活の不自由さが異なるものではないため、一部の自治体ですでに実施されているとおり、手帳取得時の年齢が65歳以上の場合でも助成の対象としてください。</p> <p>② 香川県の場合、「重度心身障害者等医療費支給制度」は、障害者が医療機関を利用する場合の利便性が高い現物給付となっている一方、75歳で後期高齢者医療制度の対象となると一律償還給付に切り替わります。償還給付の場合、振込までに数か月かかり、立替額が多い場合には、年金生活者等にとっては生活の逼迫につながります。経済的な理由により受診をためらうことがないよう、後期高齢者医療制度対象者についても現物給付が導入されるよう、働きかけをお願いします。</p>	<p>① 一般的に高齢者になると、老化に伴う生理的機能の低下により、治療の長期化、複数疾患の罹患などの傾向が見られ、これらへの対応については、本来、高齢者医療制度で対応すべきものであり、現行制度においても、高齢者になると所得が低くなる一方で医療の受診頻度が高くなることを踏まえ、自己負担の割合も低く設定されています。</p> <p>厳しい財政状況の中で、制度を持続可能なものとするため、一定の線引きをせざるを得ないことについて、御理解をいただきたいと考えております。</p> <p>② 令和4年4月現在で、後期高齢者の方で「重度心身障害者等医療費支給制度」を利用した場合、全市町で償還給付となっていますが、うち9市町では自動償還となっており、申請せずに自動的に償還がされる方式になっています。また、75歳未満で現物給付となっていない県外受診や接骨、鍼灸マッサージも自動償還される仕組みになっている市町もあるため、認知症や知的障害など償還のための申請が困難な方でも申請手続き不要で償還されるメリットがあります。</p> <p>窓口負担が発生することについては、申し訳無いと考えていますが、自動償還している市町に現物給付を導入すると、県外受診や接骨、鍼灸マッサージが自動償還されなくなり、75歳以上で申請が困難な方に大きい負担を強いることとなる可能性が高いことから、県内市町とも情報交換を行いながら、より良い制度を模索してまいりたいと考えております。</p>

要望内容（要望書原文）

回答

⑪ 共生社会実現に向けた広報・啓発の徹底について

県内において盲導犬を同伴して飲食店を利用しようとしたところ、盲導犬の同伴を拒否されるという事案が発生しており、身体障害者補助犬法が成立して20年になりますが、なお、この法律が関係事業者等に浸透していない現状が認められます。また、昨年6月、障害者差別解消法が改正され、これまで努力義務とされていた民間事業者も含め、障害者から意思表示があった場合には、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を求められることとなりました。この改正は法の公布の日から3年以内に施行されることとなっており、県民全体への広報・啓発が急務であります。

令和5年度を計画の終期とする第6期かがわ障害者プランにおいても、障害への理解促進と権利擁護のための取組みとして、障害者差別解消法や身体障害者補助犬法についての広報啓発活動の推進が掲げられています。「全ての県民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しながら、笑顔で安心していきいきと暮らせるかがわを実現する」という障害者プランの基本理念を実現するためにも、関係法令に関する広報・啓発の徹底をお願いします。

これまで、本県では、平成28年4月に施行された障害者差別解消法に沿って、障害者差別を解消するための支援措置として、①相談及び紛争の防止等のための体制の整備、②関係機関が行う障害者差別に関する相談や障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うための障害者差別解消支援地域協議会の設置、③職員が適切に対応するために必要な職員対応要領の策定、④障害に関する理解を促進するための普及・啓発活動などに取り組んできたところです。

また、法の趣旨を具体化し、本県における障害者差別の解消を一層推進するため、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」を制定し、平成30年4月1日から施行しており、障害を理由とする差別の解消と共生社会の実現に向け、県の責務や市町、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消のための施策の基本的事項を定めています。

ご指摘のとおり、昨年6月に公布された障害者差別解消法の一部を改正する法律については、公布の日から3年を超えない範囲内において施行されることとなっており、施行後は、事業者に対し、合理的配慮の提供が義務付けられることとなっています。

今後、国において、同法に基づく基本方針や対応要領、対応指針が改定予定と聞いていますが、本県としても、国の動向を注視しつつ、引き続き、県広報誌や団体会報誌による広報活動や、出前型講座等の実施を通じて、積極的な周知啓発に努めてまいります。

なお、県では、補助犬ユーザーが補助犬を同伴して施設を利用する場合、受け入れる施設側は、「身体障害者補助犬法」に基づき、補助犬の同伴を受け入れる義務があることについて、周知・啓発を行っていますが、この度、商工・観光関係団体に対しては、再度の周知を行っております。

今後の行事予定

(令和5年)

5.10(水)	女性部幹事会	6F 第1研修室
5.19(金)	第1回理事会	7F 第2中会議室
5~6月	女性部リーダー研修	未定
6.16(金)	定時評議員会	7F 第1中会議室
6.16~22	日本身体障害者福祉大会わかやま大会	録画配信による開催
6.30(金)	身体障害者相談員協議会第1回理事会・総会	社会福祉総合センター 1F コミュニティホール
	身体障害者相談員全体研修会	
9.9(土)	香川県身体障害者スポーツ大会	県立丸亀競技場
9.15(金)	第2回理事会	7F 第2中会議室
10.5(木)	中・四国身体障害者相談員研修会	松山市
10.10(火)	女性部全体地域交流会	7F 大会議室
11.10(金)	香川県身体障害者福祉大会運営委員会	7F 第1中会議室
12.8(金)	香川県身体障害者福祉大会	アイレックス

※今後、新型コロナウイルスの感染拡大状況等によっては、中止又は延期となることがあります。